



諮 問

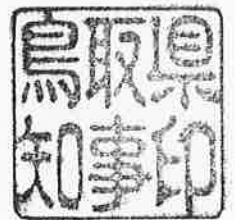
鳥取県海区漁業調整委員会

平成30年6月5日付鳥取県告示第385号で告示した海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等に基づき、別紙に記載の者から免許申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第12条の規定により諮問します。

平成30年7月30日

鳥取県知事

平 井 伸 治



■申請内容

○第三種共同漁業権(地びき網)

※存続期間：H30.9.1～H35.8.31

公示番号	漁場の位置	免許申請者
海共第 4号	東伯郡北栄町地先	中部漁業協同組合

○第一種区画漁業権(養殖業)

※存続期間：H30.9.1～H35.8.31

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	免許申請者	
海区第	1号	わかめ養殖	岩美町地先	鳥取県漁業協同組合
	2号	わかめ養殖	岩美町地先	〃
	3号	わかめ養殖	岩美町地先	田後漁業協同組合
	4号	わかめ養殖	鳥取市福部町地先	鳥取県漁業協同組合
	5号	わかめ養殖	鳥取市気高町地先	〃
	6号	わかめ養殖	鳥取市気高町地先	〃
	7号	いわがき養殖	鳥取市気高町地先	〃
	8号	わかめ養殖	鳥取市青谷町地先	〃
	9号	わかめ養殖	湯梨浜町地先	〃
	10号	わかめ養殖	大山町地先	〃
	11号	のり養殖	大山町地先	〃
	12号	わかめ養殖	大山町地先	〃
	13号	わかめ養殖	大山町地先	〃
	14号	魚類(ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ)小割り式養殖	境港市地先	〃
	15号	いわがき養殖	境港市地先	〃

○定置漁業権(定置網)

※存続期間：H30.9.1～H35.8.31

公示番号	漁業の名称	漁場の区域	申請者
海定第 1号	雑魚定置漁業	大山町御来屋地先	鳥取県漁業協同組合

漁業権免許申請一覧表

1 第三種共同漁業権

公示番号	申請者の住所氏名	免許申請書	添付書類					免許適格要件B/A \geq 2/3			
			代表者選定届	共同申請理由書	免許適格者届	総会事の本議録抄	登記簿本	印鑑証明書	関係地区内に住所を有し1年以上沿岸日漁業を営む者の世帯数(A)	(A)のうち組合員が属する世帯数(B)	B/A (%)
海共第4号	鳥取県東伯郡北栄町弓原334番地 中部漁業協同組合 代表理事組合長 安藤 俊昭	○	-	-	○	○	○	○	22	22	100

2 第一種区画漁業権

(1) 既存漁場

公示番号	免許申請者	免許申請書	添付書類					免許適格要件B/A \geq 2/3		
			免許適格者届	総会事の本議録抄	登記簿本	印鑑証明書	漁具敷設図	地元地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の世帯数(A)	(A)のうち組合員が属する世帯数(B)	B/A (%)
海 区 第	1号 鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	5	5	100
	2号 鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	5	5	100
	3号 鳥取県岩美郡岩美町大字田後68番地 田後漁業協同組合 代表理事組合長 船木 祥一	○	○	○	○	○	○	8	8	100
	4号 鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1805番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	5	5	100
	5号 鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	3	3	100
	6号 鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	3	3	100
	7号 鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	17	17	100
	8号 鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	15	15	100
	9号 鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	5	5	100
	10号 鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	2	2	100

公示番号	免許申請者	免許申請書	添付書類					免許適格要件B/A \geq 2/3			
			免許適格者届	総会議事録の抄本	登記簿本	印鑑証明書	漁具敷設図	地元地区内に住所を有する漁業者の世帯数(A)	(A)のうち組合員が属する世帯数(B)	B/A (%)	
海 区 第	11号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	3	3	100
	12号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	2	2	100
	13号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	2	2	100
	14号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	3	3	100
	15号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	1	1	100

(2) 新規漁場 該当なし

3 定置漁業権

公示番号	免許申請者	免許申請書	添付書類						漁場の区域	漁業の名称
			定款	事業計画書	漁具敷設図	総会議事録の抄本	登記簿本	印鑑証明書		
海定1号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	○	御来屋沖	雑魚定置漁業

【免許条件の審査】

(水産課審査結果)

1 漁業法第 13 条の「免許をしない場合」の要件に該当しない。	該当しない
1) 申請者が漁業法第 14 条に規定する適格性がない場合	該当しないものと判断
2) 漁業法第 11 条第 5 項の規定により公示した漁場計画と異なる申請をした場合	漁場計画どおりの申請を確認
3) 同種漁業を内容とする漁業権の不当な集中になるおそれのある場合	該当しないものと判断
4) 漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面を他人が占有している場合に所有者又は占有者の同意がないとき	該当なし
2 漁協の総会で特別決議がなされている。(水協法第 50 条) ⇒正組合員の 1/2 以上が出席し、その 2/3 以上をもって議決の必要あり。 ※申請者が漁協の場合のみに該当	総会議事録により議決確認

【適格性の審査】

(水産課審査結果)

1 共同漁業権(第三種)の適格性(漁業法第 14 条第 8 項) ・漁場計画に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁協。 ・関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯のうち、組合員の属する世帯が 2/3 以上であること。 ・組合員資格を特定の漁業を営む者に限定していない。(業種別漁協でない。)	1 件 提出書類により適正と判断
2 特定区画漁業権の適格性(既存漁場)(漁業法第 14 条第 2 項) 【既存漁場：新規漁場以外の漁場】 ・漁場計画に規定する地元地区の全部又は一部をその地区内に含み、当該特定区画漁業を自営しない漁協。 ・地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯のうち、組合員の属する世帯が 2/3 以上であること。 ・組合員資格を特定の漁業を営む者に限定していない。(業種別漁協でない。)	15 件 提出書類により適正と判断
3 定置漁業権の適格性(漁業法第 14 条第 1 項) ・以下の①、②に該当しない者であること ① 漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。 ② ①に該当する者によって、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。	1 件 ①、②に該当する者はなく適正と判断